

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！
知っておきたい国民年金のこと

問鶴岡年金事務所 ☎23 - 5040、本所国保年金課 ☎35 - 1294 または各地域庁舎市民福祉課へ

◆国民年金制度とは

老後の生活や障害を負ったときなどに備え、国の負担と加入者が納めた保険料によって、国民全体で互いを支え合う国の制度です

◆加入対象者

国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方

◆保険料

月額 1万6,520円 (令和5年度)

◆保険料の納付方法

第1号被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。口座振替やクレジットカード納付、前納制度を利用すると納め忘れがなく便利です
 ※令和5年2月から、スマートフォンアプリによる電子決済も可能になりました。

◆前納制度の例 (申込み期限あり)

◇現金で1年分を一括で納付…3,520円割引 (クレ

ジットカード納付も同額割引)
 ◇口座振替で1年分を一括で納付…4,150円割引

◆保険料の納付が困難な方は

納付が免除または猶予される制度もあります

◆国民年金にはこんな給付があります

- ▷老齢基礎年金 保険料を納めた期間等の受給資格期間が10年(120月)以上ある方が、原則として65歳から受け取る年金
- ▷障害基礎年金 病気やけがで体に障害が残った場合、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金
- ▷遺族基礎年金 国民年金の被保険者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」で、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金
- ▷その他の国民年金独自給付 寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金 等

鶴岡年金事務所年金相談

- ◆平日相談 月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分 (月曜日は午後7時まで) ※原則予約制です。
- ◆休日相談 毎月第2土曜日午前10時～午後3時 ※完全予約制です。
- ◆持ち物 年金手帳または基礎年金番号通知書、身分証明書、本人以外の場合は委任状と代理人の身分証明書

「ねんきんネット」のご案内

「ねんきんネット」を利用すると、パソコンやスマートフォンからいつでも年金記録が確認できるほか、様々な機能が利用できます。ご自身の年金記録等を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

■利用可能な機能

- 年金記録の確認 ○将来の年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の閲覧 ○受給に関する各種通知書の確認 など

■利用方法

マイナポータルまたは日本年金機構HPからログイン



※利用方法については同機構HPをご覧ください。

☆ねんきんネットナビダイヤル ☎0570 - 058 - 555 / ☎03 - 6700 - 1144 (050から始まる電話の場合)

▼年末調整や確定申告のときは、今年中に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です(過去の保険料や、同一生計家族の保険料を納めた場合も同様)。領収証書や日本年金機構で発行する控除証明書をご準備ください(添付が義務付けられています)。

▼社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について 10月下旬から11月上旬にかけて、日本年金機構から控除証

年末調整や確定申告に向けて
国民年金のお知らせ

年金・税

会場・申同校 ☎22・1919

目：19日(金)午前9時(面接) ■試験

着) ■試験日時・科目 1日目：1月18日(土)午前9時(国語(古典を除く)、数学I、英語I・II、小論文) 2日目：19日(金)午前9時(面接) ■試験

庄内看護専門学校
看護学生募集(一般入試)

対高校を卒業した方及び来年3月に高校卒業見込みの方、高校卒業と同等以上の学力があると認められた方 ■募集人数 20人(推薦入学者含む) ■修業年数 3年(昼間) ■願書受付 12月11日(月)～来年1月5日(金)午前9時～午後5時(年末年始を除く。5日必着)

市政

明書が送付されます。10月以降に納付した保険料は、申告等の際、領収証書を添付してください（10月以降に今年初めて保険料を納付した方の証明書は、来年2月上旬に送付されます）。

☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294または各地域庁舎市民福祉課へ

11月11日～17日は 税を考える週間

令和5年度納税標語最優秀作品は、「納税は 暮らしを守る 第一歩」です。市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路等の社会基盤の整備、教育・産業の振興等、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源です。

市ライン公式アカウントでは、各税目に関することや課税・納税に関するよくある質問（税に関するFAQ）を見ることができ

☎本所課税課 ☎35・1176
または本所納税課 ☎35・1183へ **他**市HP



事業主の皆さんへ 個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から市・県民税を差し引き、従業員に代わって各従業員の1月1日現在の住所地で

ある市町村に毎月納入する制度です。地方税法の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある事業主には、原則として従業員の市・県民税を特別徴収する義務があります。「退職した」「不定期雇用である」といった特段の理由がない限り、事業主や従業員の希望で普通徴収（個人で納付）を選ぶことはできません。

▼特別徴収のメリット 従業員個人が金融機関等で納める手間がなくなり、納め忘れの心配もありません。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。

▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所等は、申請によって、納期を年2回にまとめることができます。

☎本所課税課 ☎35・1163

子育て・教育

児童に関する 各種手当のお知らせ

▼児童手当 ☎**対** 中学3年生までの児童を養育している方 ■支給月額 ▼0歳～2歳：1万5、000円 ▼3歳～小学校修了前（第1子・2子）：1万円 ▼同（第3子以降）：1万5、000円 ▼中学生：1万円 ▼所得が一定額を超える場合：5、000円 または支給なし ■支給日 6月・10月・2月の15日 ■支給期間 児童が

15歳に達した年度末まで

▼児童扶養手当 ☎**対** 離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等で児童を養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額（受給者等の所得で異なります） ▼第1子：4万4、140円～1万410円 ▼第2子：1万420円～5、210円 ▼第3子以降：6、250円～3、130円 ■支給日 奇数月の11日 ■支給期間 児童が18歳に達した年度末まで（障害児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 ☎**対** 身体や精神に重度～中度の障害がある児童を在宅で養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額 ▼1級障害：5万3、700円 ▼2級障害：3万5、760円 ■支給日 4月・8月・11月の11日 ■支給期間 児童が20歳に達した月まで

▼共通 ☎本所子育て推進課 ☎26・0176または各地域庁舎市民福祉課へ

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本の電話で救われる子供がいます。そして、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩になります。「虐待かも」と思ったら、すぐに連絡してください。連絡者や内

容に関する秘密は守られます。

■連絡先 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189（いちはやく） ☎子ども家庭支援センター（にこふる） ☎25・2741 **他**11月1日☎～10日⑤にシンボルカラーのオレンジにちなみ、荘銀タクト鶴岡でオレンジ・ライトアップを実施します

生活・その他

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は決して許されるものではありません。1人で悩まず、ご相談ください。1人では気付かなかった解決方法が見つかるかもしれません。

▽性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891

▽DV相談ナビ ☎#8008

期間中、運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、荘銀タクト鶴岡でパープル・ライトアップを実施します。また、図書館では関連図書コーナーを設置します。

☎本所政策企画課 ☎35・1184

新しい大山コミュニティセンターが11月1日にオープン!

■所在地等 友江町23番71号 ☎33・3

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

213 〇本所コミュニティ推進課
35・1203 〇他使用目的や団体によ
って使用料の加算や減免措置あり。市
HP

**排水設備工事責任技術者
登録の更新申請について**

山形県下水道協会に登録があり、登
録の有効期限が来年3月31日となつて
いる責任技術者は、登録更新の手続き
が必要です。

■更新申請 11月1日④～30日④に上
下水道部お客さまセンター ☎23・76
10へ

**災害テレホンガイドの
電話番号が変わります！**

11月1日④正午から、災害テレホン
ガイドの電話番号が変わります。変更
後の電話番号は、☎050・5536
・7068です。災害発生状況の問合
せは、災害テレホンガイドまたは市HP
の「消防出動情報」で確認してくださ
い。

〇消防署通信指令課 ☎22・
8321



**11月9日は119番の日
なるべく固定電話から通報を！**

消防に対する正しい理解と認識を深
め、防災意識の高揚や地域ぐるみの防
災体制を確立することを目的に、総務
省消防庁では11月9日を「119番の
日」としています。

近年、携帯電話等からの119番通
報が増えています。しかし、位置情報
(GPS) が無効の携帯電話等からの
通報では、場所の特定に時間が掛かる
場合があります。事前に携帯電話等の
位置情報を有効にしてください。
近くに固定電話がある場合は、なる
べく固定電話から通報すると携帯電話
等より早く場所を特定でき、迅速な出
動につながられます。

〇消防署通信指令課 ☎22・
8321 〇他市HP



**「火を消して不安を消してつなぐ未来」
秋の火災予防運動**

11月9日④から15日④までの一週間、
秋の火災予防運動を実施します。これ
からの時期、暖房器具など火を取り扱
う機会が多くなります。一人ひとりが
火災予防を心掛け、安全なまちづくり
を目指しましょう。

〇消防本部予防課 ☎22・8332

**Jアラートの全国一斉情報
伝達訓練を実施します**

地震・津波などの災害が発生した場
合、その緊急情報は、全国瞬時警報シ
ステム(Jアラート)によって、瞬時
に国から市町村に伝えられ、住民の皆
さんに伝達されます。

訓練当日は、防災行政無線での試験
放送が行われますので、災害等と間違
えないよう注意してください。

〇11月15日④午前11時頃 ■放送内容

チャイム音↓「これは、Jアラートの
テストです」3回↓「こちらは、防
災つるおかです」↓チャイム音 〇本
所防災安全課 ☎35・1204

11月はエコドライブ推進月間

燃費が良くなり、地球環境にも優し
いエコドライブへのご協力をお願いし
ます。ふんわりアクセルや車間距離の
保持は安心・安全につながります。

〇本所環境課 ☎26・0139

**今年もやりましょう
ウォームビズ**

ウォームビズは、過度な暖房に頼ら
ず、冬を快適に過ごすライフスタイル
です。電力による冷暖房の省エネ効果
は、夏よりも冬の方が大きく、効果的
に電気代を節約できるメリットもあり
ます。ウォームビズへのご協力をお願
いします。

〇本所環境課 ☎26・0139

**スプレー缶等の
ごみの出し方に注意！**

スプレー缶、カセットボンベ、ライ
ター等を捨てる際は、必ず中のガスを
使い切り、市指定の青色のごみ袋「金
属・その他」に入れましょう。缶を振
って音がするときは中身が残っていま
す。ガスが残っていると、ごみ収集車
やごみ処理施設での火災につながりま
す。また、LPガス(プロパンガス)

ボンベは販売店に返却してください。
〇廃棄物対策課 ☎22・2848

**設置から10年経過していませんか？
住宅用火災警報器**

火災による逃げ遅れを防ぐため、全
ての住宅に住宅用火災警報器の設置が
義務付けられています。設置から10年
が経過すると、正常に作動しない可能
性があるため、日頃から点検と清掃を
行い、異常があれば交換しましょう。

〇消防本部予防課 ☎22・8332

**狩猟期間における
銃猟自粛区域について**

集落や工業団地等が近接している区
域での銃による狩猟は、大変危険です。
近隣住民等の人身事故防止のため、次
の河川の周辺では銃を使った狩猟の自
粛をお願いします。また、発砲音・空
葉莖等で迷惑にならないよう、狩猟者
は法令とマナーを遵守してください。

〇内川：寿集落南端から庄内南工業
団地村東橋までの区間 ▽大山川：中
柳原集落今世橋周辺、石山・楯川原集
落津利橋周辺 ▽京田川：長沼十文字
集落周辺 ▽羽黒地域：高寺周辺用排
水路 〇本所農山漁村振興課 ☎35・1
298

**けがをした野生の鳥獣など
を見つけたら**

野生の鳥獣は、様々な病原菌を持っ
ている場合があるため、決して触らな



毎朝、仏壇に手を合わせる。物心付く頃からの習慣となっている。妻子を連れて故郷にUターンしてからは、併せて神棚も拜むようになった。先日、長女が友人を連れて我が家に宿泊した際に、仏壇の上に神棚がある、この地域の伝統的な形式について説明した。我が家の裏は三森山、通称モリ山になっている。お盆に送られた霊は里にほど近い森に集まりやがては月山や鳥海山といった更に高い山へ行く、と考えられてきた。

10月7日、黒川能の里王祇会館において、開館20周年を記念した事業が行われた。元榊引庁舎支所長の佐藤浩氏による記念講話では、「王祇会館設立当時の思い出」が語られ、なるほど、この施設の整備に当たって農林水産省の補助事業・中山間地域総合整備事業が活用されたことや平成15年に開催された国民文化祭・やまがた2003の民俗芸能「能の祭典」の実施に間に合うように開設されたことがよく分かった。売れっ子アナウンサーだった元NHKの鈴木健二氏による講演や、岩手県平泉町の毛越寺に伝わる能「留鳥」が上演されたことなども貴重な映像とともに紹介され、興味深かった。榊引ケーブルテレビジョンによる当時の映像が残されており、アーカイブ(情報やデータを整理し、保存・保管すること)の重要性にも改めて気付かされた。

黒川能と観世流との仕舞の共演では、その違いはどこにあるのか、観世流能楽師の清水義也氏による解説講演で、一般の人にも分かりやすく

教えていただいた。神事能である黒川能は、神様と対話する農民の芸能であるのに対し、観世流は、江戸幕府公認の芸能である式楽、つまり武士の芸能である点に大きな違いがある。技そのものではなく、神様と向き合いながら舞う心を継承していることが、今改めて世界からも人々を引き付けているのだと感じた。

黒川能の里「黒川」が、能の関係者に広く知られているように、考えてみると鶴岡市には出羽三山の門前町である「手向」や、サムライゆかりのシルクの「松ヶ岡」、北前船寄港地の「加茂」、しな織の里「関川」、ただちや豆の本場「白山」などなど、きらりと光る歴史・文化と結び付いた場所がなんと多いことか。そこに共通するものは何か。商業主義に陥らず、本物を継承している地域、ということではないだろうか。

「ほんとうの豊かさ」、それは、やはり物質的な豊かさだけでないのだろう。各地域における自治とともに心が継承されてきたことへの誇り。創造と伝統の街を、市民の皆様お一人お一人の参画の下に大きくしていきたい、そう願いながら今日も手を合わせる。

10月11日、原稿締切りギリギリのタイミングで、温海地域の越沢自治会が第62回農林水産祭におけるむらづくり部門で内閣総理大臣賞受賞のニュースが飛び込んできた。在来作物である越沢三角そばを活かした活動、本物の味とむらが私たちの街にはある。

皆川 治

いでください。けが・衰弱した野生鳥獣は、弱っていても自然に回復する力を持つています。そのまま見守ってください。

重症と思われる場合は、本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145、各地域庁舎産業建設課または庄内総合支庁環境課にご連絡ください。

家畜伝染病の防疫対策のため
施設利用を休止する場合があります

市内畜産農家で、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、次のいずれかの施設を防疫対策のための現場事務所として利用します。その際は、安全確保のため通常の施設利用を休止しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 対象施設 藤島体育館、羽黒体育館、榊引スポーツセンター、榊引生涯学習センター、温海温泉林業センター
- 期間 防疫対策開始から6日間程度
- 本所農政課 ☎ 35・1295

道路上にはみ出した樹木等の
適正な管理について

道路上に、私有地から樹木等がはみ出していると、歩行者や自動車の通行の妨げになります。また、冬期間に除雪車が通行できず、交通障害を引き起こすこともあります。安全・安心に道路を利用できるように、枝打ちや伐採等の適正な管理をお願いします。

地域庁舎産業建設課へ

不審な漂流物や人物を見つけたら近づくず通報を！

木造船等の不審な漂流・漂着物や不審な人物を見つけたら、近づくず、すぐに通報してください。

- ▽陸上は110番(警察)
- ▽海上は118番(海上保安庁)
- 本所防災安全課 ☎ 35・1204

「認知症マップ」の愛称が決まりました

認知症ケアに活用している「マップ(筒状のニット製品)」の愛称募集に31件の応募がありました。選考の結果、愛称は榊引老人福祉センターの方が考えた「つるマップ」に決定しました。

一般財団法人自治総合センターの助成事業
宝くじの助成金で整備しました

同センターの宝くじの社会貢献広報事業で整備しました。

- ▼一般コミュニケーション助成事業 ①遊具の整備(馬渡自治会) ②榊引庁舎総務企画課 ☎ 57・2111
- 1

- ▼同 ③エアコンほかコミュニケーション活動用備品の整備(宮名自治公民館) ④温海庁舎総務企画課 ☎ 43・4611

